

国民健康保険税のお知らせ

- ①後期高齢者支援分の課税限度額が22万円から24万円になります。
- ②軽減判定所得の5割軽減と2割軽減が見直されます。
- ③所得割額の税率、均等割額及び平等割額を引き上げます。

【国民健康保険税の税率等】 年間保険税＝A＋B＋C ※ただし課税限度額まで

内 訳	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割 A	課税総所得金額×税率	6.57%	3.01%	2.71%
均等割 B	被保険者1人につき	27,900円	12,500円	13,900円
平等割 C	1世帯につき	18,300円	8,100円	6,900円
課税限度額		650,000円	240,000円	170,000円

※介護保険分は、40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の人のみに上乘せされます。

【保険税の軽減制度】

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。

※申請は不要ですが、所得の申告をしていない人がいる世帯は軽減の対象になりません。

軽減率	所得基準
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円＋29.5万円×（被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円＋54.5万円×（被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

国民健康保険加入のみなさんへ
新しい被保険者証を送付します

新しい被保険者証を、7月下旬に簡易書留で世帯ごとにお送りします。8月以降に医療機関等で受診されるときは、必ず新しい証を提示してください。なお、今回お送りする被保険者証は、来年7月31日まで有効です。

健康保険が変わったとき
は必ず届出を！

次のようなときは、役場に届出が必要です。

- 国保加入の届出
- 退職したとき
- 会社の保険の扶養を外れたとき
- 国保脱退の届出
- 就職したとき
- 会社の保険の扶養に入ったとき

保険税は必ず期限内に納めてください

病院などの保険医療機関にかかったときの医療費は、窓口で支払う自己負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんが納める保険税で賄われています。

保険税を滞納すると、有効期限が短い被保険者証を交付することがあります。

限度額適用認定証
・標準負担額減額認定証
必要な人は申請してください

8月1日から、新しい認定証が発行できます。

認定証と保険証を同時に提示することで、ひとつの医療機関等において1か月の保険内診療分にかかる自己負担が限度額までになります。

非課税世帯の場合は、入院時の食事代も減額されます。

- 申請に必要なもの
- 認定証を必要とする人の被保険者証

※申請は8月1日以降にお願いします。

マイナ保険証も
ご利用ください

マイナ保険証（保険証利用登録後のマイナンバーカード）には、右記の認定証と同じ機能があります。

そのため、マイナ保険証を利用すれば、手術など高額な医療を受ける際、役場窓口で認定証の発行申請をする必要がなくなります。

（保険税の滞納がある場合等）は、この機能は利用できません。

問い合わせ先

○保険税に関すること

○保険資格・給付に関すること

税務課 国民健康保険税担当（内線342・343）

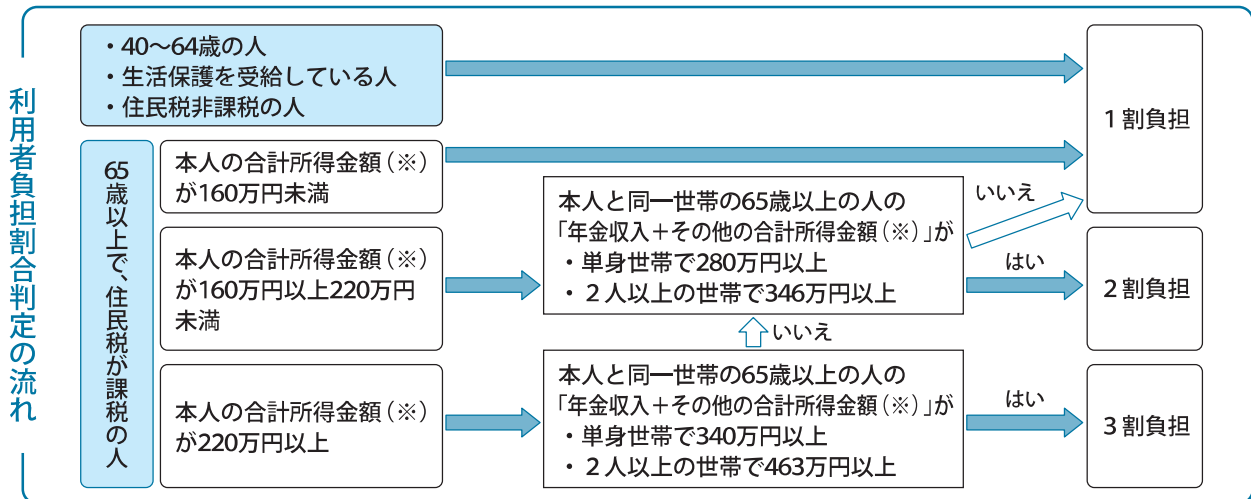
ほけん年金課 国保係（内線355）

介護保険料の基準額は、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。令和6年度から令和8年度までの3年間、保険料の基準額は75,100円(月額6,260円)です。7月中旬に、65歳以上の人(第1号被保険者)へ保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

所得段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> (※)との合計が80万円以下の人	基準額×0.285	21,400
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> (※)との合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	36,400
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> (※)との合計が120万円を超える人	基準額×0.685	51,400
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> (※)との合計が80万円以下の人	基準額×0.90	67,500
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> (※)との合計が80万円を超える人	基準額×1.00	75,100
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※)が120万円未満の人	基準額×1.20	90,100
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※)が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	97,600
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※)が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	112,600
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※)が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	127,600
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※)が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	142,600
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※)が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	157,700
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※)が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	172,700
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※)が720万円以上の人	基準額×2.40	180,200

新しい介護保険負担割合証を送付します

現在お持ちの介護保険負担割合証(白色)の有効期限は7月31日です。令和6年度の所得判定後、8月1日から翌年の7月31日まで有効な負担割合証を7月下旬に発送します。介護保険のサービスを利用する際は、必ず事業所にご提出ください。



問い合わせ先

○介護保険料に関すること

税務課

介護保険料担当(内線343)

○介護保険負担割合証に関すること

福祉課

介護保険係(内線364)

※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額のことで、基礎控除や人的控除等を控除する前の所得金額です。長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額とします。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得を除いた金額です。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

【保険料の計算方法】

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「①均等割額」と前年の所得に応じて負担する「②所得割額」の合計となります。

①均等割額 52,791円	+	②所得割額 (令和5年中の総所得金額等－43万円) × (所得割率 11.24%)	=	今年度保険料 (最高限度額80万円)
------------------	---	---	---	-----------------------

※均等割額と所得割率は2年ごとに見直され、兵庫県内で均一です。

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

※所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる金額（令和5年中の総所得金額等－43万円）が58万円以下の方の所得割額は、激変緩和措置により令和6年度に限り10.32%を適用します。

※昭和24年3月31日までに生まれた人および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された人は令和6年度に限り限度額が73万円です。

新しい被保険者証を送付します

被保険者証の更新時期は8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和6年度の住民税課税所得額と令和5年中の収入額をもとに計算されます。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

『限度額適用認定証』『標準負担額減額認定証』更新のお知らせ

現在認定証をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

●住民税非課税世帯の人
住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することと、1か月間に支払う自己負担額が医療機関ごとに外来・入院とも限度額までになり、入院時の食事代が減額されます。（柔道整復鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。）

次に当てはまる人で、認定証をお持ちでない場合は、ほけん年金課で申請してください。

●申請に必要なもの
後期高齢者医療被保険者証

●現役並み所得者
（所得が高い人）

●申請に来る人の本人確認書類

現役並みⅠ・Ⅱの所得区分の人（課税所得額145万円以上690万円未満）は、「限度額適用認定証」を提示することで、1か月間に支払う自己負担額が医療機関ごとに外来・入院とも限度額までになります。

●委任状（被保険者本人が来庁できないときで、窓口での受取を希望する場合）

令和6年12月2日以降は、現行の被保険者証、限度額適用認定証および標準負担額減額認定証は発行されなくなり、マイナ保険証（保険証利用登録後のマイナンバーカード）を基本とする仕組みになります。

既に発行されている被保険者証や認定証は、有効期限まで使用可能です。マイナ保険証をお持ちでない人には、被保険者証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。

問い合わせ先 ○後期高齢者医療保険料に関すること 税務課 後期高齢者医療保険料担当（内線343）
○資格に関すること ほけん年金課（内線379）
○兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター代表） ☎078-326-2021

文化協会からのお知らせ

山桃忌奉賛写生大会・短歌祭

山桃忌奉賛事業として、文化協会主催で、次の行事が行われます。どうぞご参加ください。

■写生大会

対象 小・中学生

日時 7月20日(土) 9:00～

場所 柳田國男生家付近



■短歌祭表彰式

日時 8月3日(土) 10:00～

場所 文化センター 小ホール

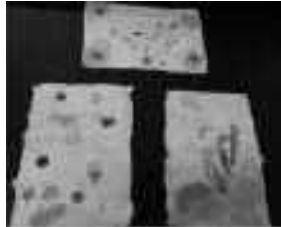
選者 楠田立身先生(兵庫県歌人クラブ顧問)

問い合わせ先

文化協会事務局(文化センター内) ☎22-3755

夏休み親子教室

紙すき教室



日時 7月26日(金)
13:30～

場所 生活科学センター

対象 小学生および保護者
(4年生以下は必ず保護者同伴。)

講師 福崎町消費者の会

参加費 100円

持参物 筆記用具、水筒、上靴

申込期間 7月21日(日)まで

申し込み先 生活科学センター
(☎22-2939/月曜日休館)

観光協会クリーン作戦

今年も七種山、辻川山、日光寺山、春日山周辺のごみ一掃をめざして、クリーン作戦を実施します。みなさんのご協力をお願いします。

日時 7月20日(土) 6:50～(1時間程度)

※小雨決行。清掃ができる服装でご参加ください。

集合場所

○福崎地区の人…青少年野外活動センター前

○田原・八千種地区の人

…柳田國男・松岡家記念館前

持ち物 手袋・帽子・鎌など

※軍手・火ばさみ・ごみ袋は協会でご用意します

(福崎町観光協会 ☎21-9056)

夏休み子どもセミナー

参加費無料

生き物のレリーフを作ろう!

写真立てに紙粘土でお気に入りの生き物のレリーフを作ります。色をつければ立体的に見えるよ。

日時 ①7月26日(金)

②7月28日(日)

※いずれも10:00～14:00、

昼食持参。

場所 兵庫県動物愛護センター龍野支所
ふれあい館多目的ホール

対象 小学1～6年生 定員 各20人

※4年生以下は保護者同伴。

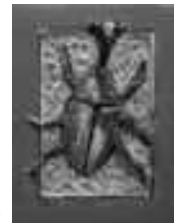
※申込多数の場合は抽選。結果は7月19日(金)までにメールにて連絡。

受付期間 7月8日(月)から16日(火)

申し込み・問い合わせ先

兵庫県動物愛護センター龍野支所

☎0791-63-5146 詳細はQRコードから



第11回 柳田國男検定

初級編・中級編・上級編

本年度柳田國男検定の申し込みは、7月12日(金)までです。みなさん奮って挑戦してください。

- 日時 8月4日(日) 10:30～11:40
- 会場 福崎町文化センター
- 受検料 1,000円(高校生まで無料/団体割引あり)
- 対象者 小学生以上
- 申し込み期限 7月12日(金)まで
- 申し込み先 柳田國男・松岡家記念館(☎22-1000)

※月曜日(祝日の場合は開館)・祝日の翌日は休館



参加者には
特製バッジを
プレゼント!

福崎町全域を空家等活用促進特別区域に指定しました

福崎町では定住人口の維持及び居住環境の保全、地域活性化を図ることを目的として、県に空家等活用促進特別区域の指定を申し、令和6年6月14日に指定を受けました。

特区指定により、町内の空き家の活用がしやすくなります。

1. 市街化調整区域における規制緩和

市街化調整区域は同区域の規制により建築に関する制限が課せられ、用途変更が困難であったり、昭和46年3月16日以前に建てられた空き家を従前と同一用途で建て替える際には建築許可が不要ですが、次の建築計画がなく一旦建築物を除却してしまうと原則再建築が不可能となる等利活用が進まない状況にあります。この課題に対応するため、届出のあった空き家を対象に以下の規制緩和を行い、活用を促進します。

- ①居住者を限定しない一般住宅、店舗や宿泊施設等地域活性化に資する施設への用途変更を可能とします。
- ②除却後の更地において従前と同一用途で新築を可能とします。なお、対象となる除却しようとする空き家は昭和46年3月16日以前に着工された建築物で、除却する前に区域区分前日建築届出空家等確認申請書をまちづくり課に提出してください。町を通じて県に申請することになります。

2. 空家情報の届出について

空き家の所有者は、町に対して空家情報を届出する必要がありますので、空家情報届出書をまちづくり課に提出してください。なお、届出事項に変更があった場合や、空き家でなくなった場合についても届出の必要があります。

※空家情報の届出対象となる空き家は原則として以下のとおりです。

- 1) 年間を通じて居住、その他の使用がなされていないもの
- 2) 年末年始や盆、彼岸のみの利用等、年間を通じて1ヶ月に満たないもの
- 3) 物置としてのみ利用しているもの

3. 空家活用支援事業補助金

空き家の改修工事に要する費用の一部を補助する空家活用支援事業補助金を創設しました。住宅や事業所等建物用途、市街化区域、市街化調整区域によって補助率、限度額が変わります。詳細は福崎町役場まちづくり課建築係にお問い合わせください。

※補助の対象となるためには空家情報の届出が必要になります。

※改修時に耐震基準を満たす必要があります。 問い合わせ先 まちづくり課建築係（内線334）

ひとり親就労サポート 巡回相談

ハローワーク姫路の職員が、神崎郡在住の児童扶養手当受給者を対象に巡回就労相談を実施します。

就職・転職をする人、働いた経験が少なく就職活動に困っている人、働くことに不安がある人はご相談ください。

日時 8月20日(火)

10:30~15:30

場所 サルビア会館
2階 講義室

申し込み・問い合わせ先

ハローワーク姫路（職業相談部門）☎079-222-4431

第3回 夏休みだ!妖怪ベンチと一緒に! SNSフォトコンテスト

妖怪ベンチとの写真をSNSに投稿して豪華賞品をもらっちゃおう!

期間 7月20日(土)~8月31日(土)

参加方法

1. 以下の公式アカウントいずれかをフォロー
X(旧Twitter)・・・ガジロウさん公式「@youkaicon」
Instagram・・・ガジロウ「gajiro_official」
2. ハッシュタグ「#妖怪ベンチフォトコンテスト2024」を付けて投稿

+河童洗いチケット(辞退可)

豪華賞品

- 最優秀賞 1名 「NIPPONIA 播磨福崎 蔵書の館」ペア食事券
- 優秀賞 2名 漫画「ガジロウさん物語」、絵本、ガジロウドロップセット各1個
- 妖怪で賞 5名 妖怪ベンチガチャピー第2弾コンプリートセット(全5種)
- いいね賞 10名 ガジロウフェイスパック1個

問い合わせ先 地域振興課(内線391)



ガジロウさん公式



ガジロウ



昨年度最優秀賞

資源ごみの集団回収に ご協力ください！

福崎町では、子ども会やPTAなどが行っている資源ごみの集団回収運動に助成金を支給しています。

●助成金の単価（1kg当たり）

・アルミ缶	20円
・紙類（新聞・雑誌・ダンボール）	4円
・衣類	4円

- 申請は住民生活課で受け付けています。
- 申請には印鑑と回収業者発行の伝票が必要です。

資源ごみを集団回収に出すことで適正にリサイクルすることができ、ごみの減量化につながります。アルミ缶・紙類・衣類は集団回収に出しましょう。

集団回収で出せない場合は、家庭ごみ分別収集カレンダーを確認のうえ、ごみステーションに出してください。
（住民生活課）



食育通信 ～田原小学校の取り組み～

6月の給食委員会で、栄養教諭の村上先生を迎えて、給食センターのようすや取り組みを学びました。給食センターでは1日2400食を約25人で作っていることや、子どもが成長するのに必要な栄養のバランスを考えた献立になっていること、さまざまな食材を食べてほしいので工夫してメニューを考えていることなど、児童が「なるほど」と思うことがいっぱいでした。それ以外にも、基本的な食事のマナーや、身につけてほしい作法などを教えていただきました。

これからも、村上先生にいろいろなことを教えてもらいながら食についての学びを深め、給食委員会から全校生に発信していこうと計画しています。
（学校教育課）



地震に備えて耐震改修を！

耐震改修はなぜ必要？

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊により多くの人命が奪われました。大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした。

福崎町では山崎断層帯地震、南海トラフ地震による震度5強以上の地震の発生が予測されています。いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修をして住宅を補強しておくことが大切です。



◆まずは『無料』の簡易耐震診断から

昭和56年5月以前に着工の住宅が対象



福崎町では、昭和56年5月以前に着工された住宅を対象に、住まいの耐震化を支援しています。木造戸建住宅の場合は、町が簡易耐震診断員を派遣し、無料で調査・診断を実施します。

↓ 耐震性が無いと診断されたら

◆耐震改修工事にかかる事業費の一部を補助します「福崎町住宅耐震改修費補助」

- 計画策定費補助・・・耐震改修の設計に係る費用の3分の2以内（補助額上限20万円）
- 工事費補助・・・耐震改修の工事に係る費用の5分の4以内（補助額上限130万円）



※令和6年度の申込受付は12月25日まで。予定戸数に達し次第受付を終了します。

※令和6年度補助の場合、令和7年3月15日までに耐震改修工事を完了させる必要があります。

申し込み・問い合わせ先 まちづくり課 建築係（内線334）



農地。パトロールを 実施します

福崎町農業委員会では、遊休農地や違反転用の実態把握と発生防止・解消のため、毎年8月に町内全域において農地パトロールを行います。

調査にあたり、各農地へ立ち入る場合がありますのでご了承ください。

また、現地調査の結果に基づき、遊休農地となっている土地や違反転用となっている土地の所有者に対し、農地として適切な利用を図っていただくようご連絡をさせていただきます。農地保全のため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形を失

うほどに荒れてしまい、耕作できる状態へ戻すのに大変な手間と労力がかかります。作付をしない場合でも草刈りや耕起などを行い、いつでも耕作を再開できるように農地の適正な管理をお願いします。



(農業委員会事務局)

地域計画を策定した地区から、順次、農用地利用集積計画に基づく、所有者・耕作者間での農地の賃借ができなくなり、農地法第3条または農地中間管理機構を通じた利用権設定のみ可能となります。(地域計画が未策定の地区においては、令和6年度末まで可能です。)

※地域計画策定前の利用権設定につきましては、設定した期間満了日まで有効です。

農用地利用計画変更(除外等)申出の受付一時停止について

農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」において、概ね5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行い、その結果必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと定められています。

福崎町では、令和6年度に基礎調査、令和7年度に整備計画の総合見直しを実施します。この見直しに伴い、現在随時受付している農用地利用計画変更(農振除外・編入・用途区分の変更)の個別案件申出については、令和6年11月29日で受付を一時停止しますのでご注意ください。

なお、受付の再開は、令和8年10月1日から予定しています。(事務の進捗によっては停止期間を変更する場合があります。)

ご理解とご協力をお願いします。

(農林振興課)

もっと！ 知ってほしいもち麦のこと

今年も無事にもちむぎの収穫が終わりました。もち麦の収穫期は短いため、天気や麦の状態を見極めつつ一気に刈り取りを行いました。

また、6月4日には福崎小学校の3年生が総合学習の一環として、認定農業者の植岡朝一さん御協力のもと、自分たちが2年生の冬に種を蒔いたほ場で、もち麦の収穫体験を行いました。



この体験を通じて、地域農業や農産物、食べ物への意識の高まりが深まることを願っています。(農林振興課)

まちづくりに役立つ サマージャンボ宝くじ

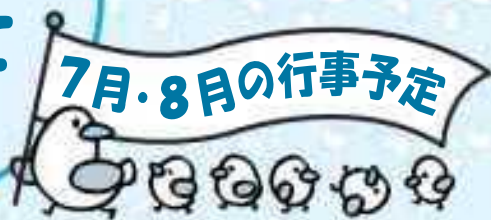


発売期間 7月8日(月)～8月8日(木) 抽せん日 8月23日(金)

サマージャンボ宝くじの収益金は、県内市町のより良いまちづくりに活用されています。収益金は各都道府県の販売実績などに応じて交付されますので、ぜひ兵庫県内の宝くじ売り場またはインターネットでお買い求めください。

問い合わせ先 (公財)兵庫県市町村振興協会 ☎078(954)6020

子育て 情報



にこにこひろばで 作って遊ぼう！

申込みは不要です。材料はこちらで用意します。
9:30~11:00の都合のよい時間におこしてください。
夏休み中の園児さんもどうぞご参加ください。
場所 にこにこひろば 定員 15人程度
対象 就学前の子どもとその保護者

☆ 8月の製作『あさがおの飾り』
8月22日(木) 製作時間：約20分

※問い合わせはにこにこひろばへ

家族で楽しむ『川遊び』

夏の一日、ご家族で川遊びを楽しみませんか？
小さなお友だちも大歓迎です。

日時 8月3日(土) 10:00~11:00

※雨天の場合は中止です。

場所 青少年野外活動センター(現地集合)

対象 就学前の子どもとその家族

申し込み先 にこにこひろば

持ち物 水筒、タオル、帽子、着替え、レジャーシート、濡れてもいいくつ(親子共)



ともだちひろば からのお知らせ ~親子グループ活動について~

夏は、みずあそびをしています。

同じ年齢の子どもと、親(保護者)が集い、
親子でさまざまな「あそび」を体験します。

小さな子どもと一緒に豊かな時間をすごしま
しょう。

(R6.4.1現在の年齢)

0歳児……………金曜日

1歳児……………水曜日

2歳児から…火曜日



月1回程度活動しています。

いつからでも、参加することができます。

※問い合わせは、ともだちひろばへ

子育て講座 人形劇

『○・△・□~なにしておそぼ~』
『赤いめんどうり』

申込受付中

日時 7月24日(水)

10:30~11:30(受付10:15~)

場所 エルデホール メインホール

公演 人形劇団ケラルテ

※観劇希望はともだちひろばまで。

※夏休み中の開催です。お兄ちゃん、お姉ちゃんもご一緒におこしてください。

申し込み先 ともだちひろば

個別相談(1日3組まで)

7月16日(火)・8月27日(火) 10:00~14:00

場所:文化センター 2階 和室 ※託児あり

専門相談員:大内和恵

※申し込みは下記の3施設で受け付けます。

★行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス <https://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)

火~金曜日 9:00~16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)

月~金曜日 9:00~17:00

土曜日 9:00~12:00

福崎幼稚園内

☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

(東部子育て学習センター)

月~木曜日 9:00~16:00

田原幼稚園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.lg.jp